

○夜間通行止めに伴う乗継料金調整について

◆ご利用方法

《ETCのお客さま》

- ETCをご利用のお客さまは、流出ICを無線走行していただき、再流入ICも無線走行をお願いします。(ETC車には「乗継証明書」は発行されません)
 - 乗り継ぎされた走行を一つの走行とみなして、本来のご走行で適用されるべきETC時間帯割引を適用します。
- なお、通行料金は請求時の調整となるため、料金所での料金表示器と異なる場合があります。

《現金等のお客さま》

- 現金等でお支払いのお客さまは、流出ICで「乗継証明書」をお受け取りいただき、再流入ICで通行券をお取りいただき、最初に料金を支払う料金所で「乗継証明書」と通行券をお渡しください。
- 乗り継ぎ後の最初の出口ICが料金精算機の場合は、「乗継証明書」を通行券より先に精算機にお入れいただくと料金調整が行われます。

◆乗継料金調整に関する注意事項

- 通行止め解除後は、流出ICから流入されても乗継料金調整を行います。
- スマートICはETC車のみ利用可能です。

◆日時

令和3年10月28日(木) 20時～翌6時
 【予備日】 令和3年10月29日(金) 20時～翌6時

◆対象IC

下り線

上り線

